

栃木県母子保健運営協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本県における母子保健施策の充実強化及びこれらの施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、母子保健に関する基本的事項について協議する栃木県母子保健運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 母子保健事業の総合的、効果的な実施に関する事項
- (2) 母子保健対策の今後の在り方に関する事項
- (3) その他母子保健施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、母子保健、医療、福祉及び教育にかかわる者の中から知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項を調査審議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の推薦する者をもって組織する。

3 専門部会の運営に必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、栃木県保健福祉部こども政策課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成9年12月16日から施行する。

2 本要綱第4条の規定にかかわらず、協議会設置時の委員の任期は、平成12年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3(2021)年4月1日から施行する。